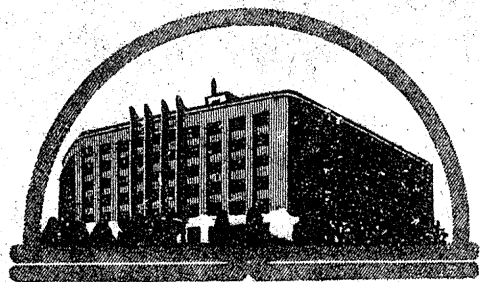


文部時報

第七百三十一號



文部省
創置十七周年紀念
特輯

文部省

昭和十六年七月十一日

文部時報

第七百三十號

目次

卷頭 (明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首)

文部省創置七十周年に際して……………文部大臣 橋田邦彦……………二

文部省七十年記念式典に際して……………内閣總理大臣 近衛文麿……………五

教育に對する皇室の殊恩……………宮内省圖書寮編輯課長 芝 葛盛……………八

教育七十年を回顧して……………田所美治……………一四

國運の進展と教育……………廣島文理科大学長文學博士 塚原政次……………三七

文政七十年と教學の刷新……………東京文理科大学名譽教授 友枝高彦……………四二

本邦自然科學教育の回顧……………棚橋源太郎……………五三

苦難七十年今日の隆盛に達した實業教育……………東京農業教育専門学校長 上原種美……………六三

社會教育奉仕十五年の思出……………東京音樂學校長 乘杉嘉壽……………七二

女子教育制度の變遷と實施の情況……………東京文理科大学名譽教授 森岡常藏……………八〇

明治以來の宗教行政……………東京女子高等師範學校長 下村壽一……………八八

文部省の思ひ出——主として美術行政に關する——……………伯 牧野伸顯……………九二

國寶保存の事業……………東京帝國大學名譽教授文學博士 瀧 精一……………一〇一

田中不二麿と明治初年の文教行政……………理學博士 田中阿歌麿……………一〇五

辻文部次官を語る……………岩垂憲徳……………一二二

森文部大臣を偲ぶ……………法學博士 木場貞長……………一二八

井上文部大臣を語る……………工學博士 井上匡四郎……………一二七

樺山文部大臣を語る……………伯 樺山愛輔……………一三三

江木千之先生の追想……………國民研究所長文學博士 伊東延吉……………一三六

岡田文部大臣を語る……………關屋龍吉……………一五一

父上田萬年を語る……………上田 壽……………一五六

澤柳政太郎先生を語る……………相澤 熙……………一六一

文部省の思ひ出

——主として美術行政に關する——

伯爵 牧野 伸 顯

——本篇は脇本十九郎氏に囑し、特に牧野伯爵を訪問して追憶談を請ひ之を筆記したる上、更に伯爵の校閲を煩したるものである。——

日露戦争の頃私は公使としてオーストリアに在つたが、戦争が終るとロシアへ往けと云ふ命令があり、その心構にして居ると、急にまた文部大臣になれと云ふ電報が来て、オーストリアからそのまゝ歸朝した。文部省には次官として四年間在職したことがあり、大臣としては井上毅、芳川顯正、西園寺公望と變遷があつたが、こゝで少しく三人に就いて批評を試みると、井上は元來漢學者であつたが、法典制度に就いては非常な勉強家で、頭腦も明晰であつた。當時は翻譯流行時代であつたが、随分まづい翻譯も多い、そのまづい翻譯によつて要領を掴む手腕など水際立つたものであつた。和漢の文學に通じて、固より亦た文政方面に興味を持つて居たが、私

が常に思ふに、井上の事業として後世に語り傳へてよいと思ふのは、實業教育即ちテクニカル・エデュケーションの方面で、これは工業の外、商業、農業等の教育を引きくるめての話である。井上は日清戦争の起る前に大臣となつて居たが、戦後の教育としては國情に適應すべく應用の教育を實施せねばならぬと早く考へて居た。國家の實力を養ふには工商農の基礎教育に對する根本方針を樹てねばならぬと云ふ考で、これは立派にやり遂げた。日本の産業奨励の基礎は始めて此時に置かれたと云つて宜しい。惜むらくは病身で、二十七年の八月に職を去つたが、あのメカニツク・サイエンスの觀念の薄い時代に實業教育——實業教育と云ふ言葉は當時まだ生れ

て居なかつたが——を創定して、實績を収めたのは偉いと思ふ。勿論工科大学と云ふやうなものは以前からあつたが、それらのものは云はゞ參謀本部で、その下に働く士官がない。そこで兵隊と參謀本部との間の士官教育を施さうと考へた譯で、經費は大體には地方税に依り、政府がこれを補助すると云ふ建前であつた。先覺者の間には西洋に此種の教育あることを知つて居た人もあらうが、これを制度の上に實行する方法を誰も樹て得なかつた。そこで井上は豫て博覽會で知り合ひになつた手島精一とか、大臣秘書官の小山健三とか、普通學務局長の木場貞長、専門學務局長の眞野文二などを集めて實業教育委員會と云つた風のもの組織すると共に、盛に新聞雜誌等に眼を曝し、また圖書館から圖書を取り寄せなどして研究した。手島はオーストリアの博覽會に關係してからは博覽會と云へば引き出された男で、學者ではなく、實業産業の人。藏前の高等工業學校長になつたが、校長室に出て居れば何時も實業家などが押し寄せて相談を持ち掛けると云ふ風であつた。兎も角もこんなことで歐米先進國に見るやうな實業教育が我が國にも實施されることになつた。井上は美術に對しては方策は無かつた。美術が文化とか文政とかの上に必要である位のことは考へても居たらうが、一通りの注意位の

程度に過ぎなかつたと思ふ。

芳川は司法大臣との兼任で、これは短時日。芳川に替つた西園寺のことは世間で能く知つて居るから私が話すにも及ぶまいが、如何にも聰明な人で、文部省時代に在つても大抵のことは次官任せであつたが、一たび女子教育と云ふやうな大きな問題となると、自ら手を下した。

歴代文部大臣の中で初代の森有禮以後、特色を發揮した人物と云へば井上ではあるまいか。森は世間一部の人が考へて居るとは正反對に國本主義の人で、軍隊式の操練を學校に入れることになつたのも斯の人の時代である。海外にも遊んだことがあつて、世界的の日本を夢みて居つたと思ふ。井上の前には榎本武揚、大木喬任、樺山資紀などがあり、後には蜂須賀茂韶なども居つた。榎本と大木の間で、芳川が專任文部大臣の時教育勅語を下し給うたが、これは歐米に心酔するの餘り日本の根本を疎かにしてはならぬと云ふ勸諭に出でたもので、まことに有難き極みであつた。教育勅語渙發に就いてはいろ／＼の人が與つて居るが、元田永孚の御進講草案を讀むと當時の事情や、これに貢獻した人のことがわかる。

私が文部大臣の椅子に著いたのは明治三十九年の三月であ

つた。丁度井上が日清戦争の眞只中に在つて戦後教育を考へたと同様、私は日露戦争の後を承けて、戦後の教育を作振する必要に迫られた。前の桂内閣が總辭職して西園寺内閣となり、その西園寺内閣の關係として入閣したわけで、四十一年の七月西園寺内閣が總辭職するまで在職したが、義務教育年限の延長とか、東北帝國大學の創設とか、回顧すればいろいろのことがあつた。次官として私を援けたのは澤柳政太郎で、桂内閣の頃ロンドン大學から一學期間の講義を頼まれて西に向つて航海を續けて居た。そこでこちらへ歸る私の船と途中で行き合つたが、次官に擬せられて澤柳も同意し、むづかしからうと思つたロンドン大學も承知したので、やがて歸朝して次官の椅子に就き、翌年「文展」が成立すると、その最初の審査委員會の委員長にもなつた。明敏な頭腦の所有者である上に腹の据つた人で、所謂屈しない人、案の立つ人。一度は大臣にもなつてほしかつた人であるが、昭和の初めに萬國會議に出席して、歸る船の中で病氣に罹つて仆れてしまつた。義務教育年限の延長はそれまで四年であつたものを六年とした。四年では姓名を讀むに足る位のもので、新聞を讀むだけの實力は附かぬ。理想としては世界の列強並みに八年としたかつたが、その理想を實現する第一階段として、先づ二

を置くこととして、その他は秋田に鐵山専門學校、長野に鐵山専門學校、米澤に染織専門學校、鹿兒島に農林専門學校、また山口に高等商業學校を置くことになつた。この古河の美學は今日餘り知る人はあるまいが、永く國民の記憶に存してよいことと思ふ。當時の百萬圓は今日の一千萬圓以上にも値ひしう。

文部省創設七十年記念といふので、計らずも在職當時の思ひ出話が長くなつたが、主として御質問の「文展」即ち文部省美術展覽會のことは一朝一夕に語り盡くし難いほど前後の事情が複雑して居る。前にも云つた通り文部大臣の椅子には井上毅など有能の人もあつたし、また明治二十二年には既に美術學校も開かれて、今から見れば日清戦争以前に美術教育の基礎が置かれて居たやうにも思はれようが、その實、國家的見地から美術全般を見渡してこれに對する施設は存在しなかつた。それではいけない、何とか行政的に方針を確立すべき時に到達して居つた。早い話が何處の美術家團體を覗いて見ても必ずその會員間に不平がある。委しく云へばどの團體にも審査鑑査に不満を抱く連中があつて、それらが相寄つては分派を組織する有様で、世の中に美術家團體は兩手の指の

文部省の思ひ出 (牧野伸顯)

年だけ延長することとした。當時内務大臣としては原敬が居り、地方費の膨脹を氣遣つたが、幸に原も賛成し原の下に居た白仁武を普通學務局長に來て貰つて、内務省との聯絡に當らせた。次に東北帝國大學等の増設、これも亦た戦後の教育施設として急務と考へたが、何分にも大藏省に經費が無い。國防に力を注がねばならぬから、教育に振り向ける豫算は到底考へる餘地が無いと云ふ。しかし前古未會有の大戦に勝利を得て、國民の向上心は急に高まつて居る。此時を逸してはと云ふので、百方苦心を重ねて居ると、原敬が閣議の席で難談に移つてから云ふには、文部省では經費の出所がなくて折角の案が立往生のやうに聞くが、國家教育事業の爲めなら喜んで獻金したいと古河が云つて居ると云ふ話。古河では當時市兵衛は既に歿して、陸奥宗光の次男が養子となつて居たが、陸奥と原とは別懇の間柄で、原は陸奥歿後古河の相談役でもあつたから、原がその話を持ち出したわけであつた。その頃でも専門學校以上となれば、如何に節約して見積つても一校數十萬圓は掛る。沉んや大學に於てをやである。しかし意外な方面から國策遂行の戦後財源が降つて來たので、早速學校増設に著手することとなつた。學校の種別と建設地點とに就いては智慧のありたけを絞つて、大學は仙臺に東北帝國大學

數に餘る程あるが、これを權威ある團體と思はれるものはない。これでは何時まで経つても弊害は大きくなるばかりで眞の美術の進歩は期し難い。そこでこれは一ツ政府が各團體の統一を計り、あの人ならばと國民全體が信頼するやうな人物を審査員に擧げて、展覽會と云ふやうなものを國家が主催することになれば、技能のある作家は始めて安心して製作に熱中することが出来るのではないか。斯う云ふ觀念の下に、美術に深い關心を有する朝野の人々を招いては、意見を徴して見た。先づ東京帝國大學で美學を教へて居る大塚保治はウインナ以來相識の間柄で、美術の行政に就いても根柢のある意見を持つから、腹藏のない意見書を提出して貰つた。(附載「美術界刷新の一策」参照) 同じ大學で國文學を講じて居る藤岡作太郎も美術史の著述をして居るので、これにも大塚と相前後して會つた。専門學務局長の福原鏗二郎と東京美術學校長の正木直彦とは、一人が奈良縣の事務官一人が郡山中學校長をして居る頃から互に仲がよかつたが、この二人の意見も參酌した。その外女子高等師範學校長の高嶺秀夫とか、農科大學長の松井直吉とか、東京帝國大學總長の濱尾新とかいろいろの人に會つた。工科大學の塚本靖は濱尾の紹介で呼んだのだつたと記憶するが、塚本のみでなく濱尾は人を引き立て

る點に長所を持つて居た。それと云ふのが先輩ではあり、地位も高いからで、東京美術學校が創設された時には岡倉が幹事で、濱尾が校長と云ふ経歴も持つて居た。雅邦にはひどく感心して、自分でも畫をかくせたりして、始終仕事を與へて居たが、しかし濱尾はどちらかと云へば美術の趣味と云ふよりも、行政の立場から此等の人々と相親しんで居たと思ふ。松井となると寧ろ濱尾とは正反對で、美術を楽しむと云ふ點に於てこれほど深い趣味を持つ人は珍らしいと思はれた程であつた。

斯う云ふ風で、「文展」の制度を立てる爲めには諸方面の人に接觸して、廣く知識を集めることに力を注いだが、就中岡倉覺三(天心)には負ふ所が多かつた。昔から東京に居ればよく岡倉と上野公園の展覽會を觀て歩いた。それからまた岡倉は井上馨とか益田孝とか岩崎彌之助とか、その外近縣に互る名高い藏幅家を訪ねる古美術見學の先達にもなつて呉れたもので、高嶺や松井などもその都度一行に加はるのが例であつた。雰囲気と云ふか、あの時代の樂しかつたことは今に忘れられない。何分にも岡倉は見識が高く、當代の美術を一人で背負つて立つて居る意氣で、あの頃はまだ〳〵畫家の生活が低かつたから、岡倉は獎勵の爲めにと云つては諸家を訪問し

に舊派の方面の非難を招いたわけであつた。舊派と云ふのは主として日本美術協會の人々で、成程あの派からは審査員が一人も出て居ないが、何分にも當時は雅邦一派の優勢な時代で、誰も美術協會派を推薦しなかつたと云ふ事情であつた。しかし兎も角も人選嚴密を期しての審査委員會が成立した、(附載「第一回文部省美術展覽會審査委員」参照)發表は明治四十年八月十六日で、展覽會規則の發布に後ることおよそ一箇月であつた。

「文展」が今日ほど世間の視聽を集むる盛んなものとならうとは、實は當初豫想しなかつたが、それでも茲に始めて美術界に瀾漫する積年の情弊を一掃して、名實共に國家的の獎勵機關が出来上つたのであるから、新聞雜誌をはじめ社會の人人も歓迎したやうであつた。いよ〳〵蓋を開けて見ると全國各派の佳作は集まる、審査は公平で、場内に張られた附點表は採點の明瞭を實證したと思ふ。

話は前に戻るが文部省には當初「文展」を開催するだけの經費の餘裕が無かつた。そこで其處から五百圓、此處から千圓と、無理算段の末やうやく一萬圓の額を捻出して、まあ〳〵展覽會のことであるから、多少の入場料もあるであらう位のことであつたから、岡倉が提案した會場の床の間裝置などは

文部省の思ひ出 (牧野伸顯)

て有望の作家に畫をかくせる仲介の勞を執つて居たりした。恐らく岡倉が終始一貫、斯道の爲めに竭くした功勞と云ふものは不滅と評しても差支あるまい。無論私は「文展」の建前に就いて岡倉と隔意なき懇談を遂げた。しかし文部省の主催する展覽會であるからは、「誰の型」と世間から評せられるやうなものであつては困るから、此點に就いては常に注意を怠らなかつた積りである。それでも彼此の批評は免れなかつた。その事情を委しく述べると、いよ〳〵會則も決つて、審査員を選定するまでに運んだところ、學者と製作家とを如何いふ振り合ひにしたら可いかの問題に逢着した。あの時分の美術家たちは會議の席に出て滔々と意見を述べる程の習慣を持つて居らぬ。そこで作家と學者とを一緒に委員に囑託すると、若し意見が對立した場合、學者側即ち批評家の主張が強過ぎて、その方に偏重するやうなことがあつてはとの懸念もあつたが、また一面から見ると情實に超然として、比較的冷靜に判斷を下すのは學者であると常識的に考へられたから、相當の數を學者側から採つた。兎に角岡倉と雅邦には是非加はつて貰はなければ意味を成さぬ事情で、それに附隨して大觀なども選に入つた。然るに大觀などは其頃は朦朧派と呼ばれて畫道の異端者の如くにも思はれて居る時代であつたから、特

經費の關係からも到底實行に移すわけに行かなかつた。會場はと云へば上野公園にその年開かれた博覽會跡の雨も漏らうと云ふ所謂竹の臺のバラック式のものであつた。部門は第一部が日本畫、第二部が西洋畫、第三部が彫刻と分れて居て、今日の如く工藝は入らなかつたが、工藝が全然議に上らなかつた譯ではない。岡倉の如きは純粹美術以外に應用美術をも獎勵せねばならぬと口癖に云つて居つたが、それは第二段と云ふことに決つて、三部制で押し進んだ。

以上が「文展」開設の徑路で、これで美術國の美術を一層進歩發展させる爲めの國家的施設が、先づ〳〵順調に運んだと關係者は喜んだが、世の中のこととは意外なもので、翌年「文展」は早くも變形した。それは四十一年の七月に西園寺内閣が桂内閣に替つたからで、その事情は前に述べた如く、われわれとしては審査委員の顔觸に随分骨を折つたにも拘らず、世間では岡倉型と考へるものがあり、況してや保守派の日本美術協會派は心平かならぬものがあつた所へ、内閣が交迭して小松原英太郎が私に代つて文部大臣になつたから、豫て前年の議會で「文展」が只今の如く日本畫の傳統を無視するのであれば、宜しく豫算を削除すべしとの議論が豫算委員中の有

力者に依つて唱へられた後であり、その意見を小松原が容れたのである。なるほど「文展」が最初日本美術協會派に重きを置かなかつたのは事實であるが、しかし南畫等の舊派を全然眼中に置かなかつたのではない。現に第一回展覽會に野口小彌は審査委員の中に在るし、山本梅莊などの出品も歓迎して居る。要するに文部省は専ら作家の實力を考慮して人選をしたつもりであつたが、それが偶々協會派の不滿を買つた譯で、第二回になると協會派の審査委員として高島北海や、益頭駿南、山岡米華等が加はつたから、岡倉の率ゐる日本美術院派は國畫玉成會を組織して「文展」に對抗する展覽會を開くと同時に、常陸の五浦に立籠つて形勢を觀望すると云ふことになつた。それから後のことは別に説く人があらうが、事茲に至つては當初の「文展」開設の趣意は半ば没却されたものと云つて差支ない。一寸こゝで云つて置くが、作家と云ふものはたゞ製作に精進しさえすればよい。審査に加はるも可いが、若しも情實がそこに入つて來ると、如何にしても展覽會の健全な發達は期せられぬ。同じ作家でも第二部の黒田清輝などは抱擁力があり、判斷もよかつた爲め、審査委員間に重んぜられて居た。後に貴族院に入つてからも研究會に於ける大立物の一人になつた程であるから、十分行政的の手腕も持つて

【附載】

美術界刷新の一策

文科大學教授 大塚 保治

熟々我邦美術の現状を按ずるに、其發達往々にして社會一般の日進月歩の趨勢に伴はず、行路頗る遅々として、動もすれば萎靡沈滞の形迹を呈せんとす。一は美術本來の性質に原づき、非凡の天才は到底求めて俄に之を得べからざるの理由によると雖も、抑も亦美術の保護發達を企畫する諸般の設備組織の不完全、及腐敗の事情も必ず一部其責を分たざるを得ざるべし。何をか美術擁護の機關といふ。美術學校、美術館及び諸種の美術團體是なり。今美術學校及美術館の事は之を論ぜず、暫く美術團體及其附屬展覽會に就いて之を見るに、情實纏綿して審査當を失し、朋黨比周して交々私利を征し、弊端百出、洵に浩歎に堪へざるものあり。蓋し此類の團體自ら三種に分る。第一種は宮内省及農商務省と關係を有する半官的團體にして、美術協會及彫工會之に屬す。この二會は創立最も久しく、且會員何れも千餘を算し、諸團體中規模最も尠大にして殊に美術協會の如きは其附屬の展覽會場もあり、一見組織極めて整頓せるが如しと雖も、然かも其腐敗の程度亦諸團體中の尤たるものあり。而して其弊害の根源は即ち是等の團體に於て幹部に當り、事を執るもの多くは技術家に非ず、或は學識家と稱し、或は周旋家と唱へ、皆美術に托して游食する寄生動物の徒にして、此輩が一面宮廷及政府の保護を寄食とし、一面會員たる技術家及美術商の虛榮心と射利心を操縦して、其間に専ら私

文部省の思ひ出 (牧野伸顯)

居たのであらう。

「文展」は先年創設第二十五年記念式を行つてから、又更に十年にもなる。私も「文展」の緣故から東京美術學校で行はれたあの記念式にも招かれ、記念畫帖の寄贈を受けて、意外の面目を施したが、あの記念式で一言感想をと望まれて次のやうなことを云つた。「なるほど美術は盛んになつた、しかし若し私に美術家に對する希望を述べよと云はるれば、もう少し楽しんで製作に當つて貰ひたい。」斯う云ふ意味のことを簡単に述べさせて貰つたと覺えて居る。傳統を守るから可い、或は新しいから可いなど考へるのは面白くない。西洋でもロイヤル・アカデミー又はサロンのやうな百年の歴史を持つ會もあれば、セセッションのやうに瘤が出来ては分れて行く新しい會もあるが、要は時代と共に進歩して、中心を失はぬことが肝要で、指導の任に當るものも此點に留意しなければなるまいと思ふ。最後に一言すると、「文展」は誰が建てたと云ふことはない、皆の人の總意である。ひとり「文展」のことばかりでなく、上に立つ人は下の人に助けられて泳ぐだけである。それから昔話は兎角自慢話のやうに聞えるから、此點は特に注意して貰はぬと世間を誤ることになる。

利を貪るの結果に歸せざる可らず。蓋し斯の如き寄生蟲の存在と商人の直接結託とは、もと本邦美術團體の特色にして、歐米には其類例を見ず。而して其餘弊引て全體に及び、腐敗爛熟、亦拯ふ可らざるの陋態を呈するもの、實に美術協會及彫工會の現状なりとす。

第二種は純然たる私立の日本畫團體にして、其中最も勢力あるは繪畫協會なり。其他、日本畫會と云ひ、二葉會と云ひ、天眞社と云ひ、乃至研精社、興畫會、無聲會、日月會等、此種に屬する團體の數、合せて十餘を算ふ。而して是等の諸團體は官達及商人との直接連絡なく、且つ寄生蟲少なきを以て、前記の如き著しき弊害は之を見ずと雖も、その會員の多數は所謂職工氣質にして、品性陋劣、唯名利を競ひ、互に相排擠するを以て、團體漸く分れて漸く小となり、而も此の幾多の小團體は各々其見すばらしき小展覽會を有し(一二の例を除く)、年々春秋二期に當り、上野五號館に門を並べ觀者を誘ひて、宛然淺草與山の見世物場に異ならず。是寧ろ本邦美術の一大汚辱ならずや。

第三種は油畫及洋風彫刻に従事するものの會合なり。白馬會及太平洋畫會之れに屬す。この二會は共に比較的教育ある美術家の團體にして、且つ誘惑の機會も少く、概して情弊未だ甚しからざるものの如し。

以上略述せる事實に據り、更に溯つて現代美術界腐敗の深源を尋ぬるに、所詮は美術家の人物問題に歸著し、朋黨分裂の弊害は勿論、かの寄生蟲跋扈の現象の如きも、畢竟技術家の無識無能、自

ら招くの結果に外ならずとす。故に斯界廓清の事は、其完成は到底之を歲月の推移、自然の發展に委するの外なしと雖も、多少其發達を促進する所以の人為の方法之なきに非ず。其方法とは先づ政府に適當の機關を設けて、

(一)競技展覽會を經營し、(之により小團體合同の氣運を促す)

(二)公平の審査を加へ、優等の作品を購ひ、(之により寄生蟲の惡勢力を打破す)

(三)之を常設美術館(東京紀念美術館を借用す)に陳列して、一は美術家の參考に供し、一は公衆の趣味養成の資とするにあり。

以上の方策にして愈々完全に實施せられんか、庶幾くは現代美術の進程に横はる一大障害を除却して、爰に始めて局面一新の端緒を啓くを得ん。而して此方法が單に情弊破壞の消極的手段たるに止まらず、更に又一般美術奨励の積極的方便として、極めて有效なるべきは多辯を須ひず。現に歐米各國の政府が大抵皆同一の方針を採用しつゝあるに徴しても明らかなる所なり。

【附載】二

文部省美術展覽會審査委員會委員長及び委員

委員長 澤柳政太郎

第一部(日本畫)委員

探本 靖

高嶺 秀夫

岡倉 覺三

國寶保存の事業

東京帝國大學名
譽教授文學博士

瀧

精

一

物は常に新なるが故に生命があるのであつて、舊を捨て新を求むる事に依つて、物の發達が得られることは今更言ふまでもないが、徒に舊物を破壊して新奇にのみ走らんとする弊害も亦甚だ恐るべきである。國體の明徴と民族意識の振興とを必要とする我が國に於ては、殊更に舊物の保存が大切である。要は無用なる舊物を捨て、有用なる舊物を保存するに在る。今日の時勢に於て保存事業を無視する如き愚論者が若しありとすれば、寧ろ憫むべきである。けれども保存事業と云ふものは決してさう容易なものではない。今ま試に文部省國寶保存事業の濫觴と實施の方法とに就ての概要を述べて見ようならば。

明治の初年に歐化思想が跋扈して舊物破壊に加擔する輩の多からんとした時に當つて、國粹主義が勃興したのは當然の現象であつて、國粹主義の文化的方面に現はれたものゝ一つ

國寶保存の事業 (瀧精一)

が寶物取調の事業であつた。此事業は明治二十一年宮内省に全國寶物取調局の設置されたことに始まる。即ち是が政府に於ける國寶保存事業開始の前驅をなすものである。政府の保存事業は當初より宗教局に屬してゐたので、宗教局が内務省に在つた間は此事業も内務省の所管であつたが、宗教局が文部省へ移管されてから自然文部省の仕事となつた。それで始めは古社寺保存法なる法律の設に依つて其の事業が遂行されたのであつて、即ち神社や寺院の貴重な建造物及び寶物を特別保護建造物、國寶となして、是等の保存法を講ずる事にしたのである。更に昭和四年に至つて、古社寺保存法を改正して、現行の國寶保存法が實施されて、今度は建造物と寶物とを合して國寶と總稱し、神社や寺院の物に限らず、國家公團體又は一個人の所有物をも國寶に指定する事になつたのである。法律の規定に依ると、國寶となるものは『特ニ歴史ノ

證徴又ハ美術ノ模範トナルベキモノ』とあつて、物品の種類は建造物、繪畫、彫刻、各種の工藝品、刀劍類、文書典籍等である。

かくて政府は法律に基いて保存事業の實施をなすに當り、當初よりその審議機關として委員會を設け、昭和年度の改正後は其の委員會を國寶保存會と名づけ、此委員會には會長以下三十名以内の委員が置かれて、諮問事項を審議するのである。事業の第一は國寶の指定であつて、明治三十年以降本年六月迄に國寶に指定した物の數は六千九百十五となつてゐる。指定に次いで重要なものは國寶の修理である。寶物の修理も尠からず要求されるのであるが、建造物は何れも古代のものにして大方純木造なれば、腐朽して破壊の危険あるものも多く、その修理には殊に力を用ひなければならぬのである。保存事業としては指定と修理とだけでは不徹底なのであるが、現在行つてゐるのは主として此二つである。

さて保存事業の經費であるが、是は現在誠に少額である。保存費としての近年の豫算は大抵年二十數萬圓程度である。尤も法隆寺の保存工事に關するものゝ如きは別に支出されてゐるが、一般の保存費は右程度のものに過ぎぬ。此保存費なるものは主として修理に使用されるのであつて、事務費は宗教

所有物に至つては、今日迄に指定されたのは全指定數の二割に達してゐないのである。所が指定をなすに當つて手當り次第に立案をして喰ひかじり式の遣方をするやうでは駄目である。先づ以て世間に存在する優良なる品物を多數に調上げ十分比較研究をして、前後の釣合をも考慮して、特に標準となるものを先にして指定の案を作るやうにしなければならぬ。要言すれば指定の案を作る前に、豫め手廣く且つしつかりとした調査研究が必要なのである。現在のやり方には尙考慮の餘地がある。修理は殊に金が足りなければ手が付けられないに相違ないが、是にも輕重を考へて適當に順序を立てる事が肝要である。諸地方の建造物を見て歩くと、危険に類してゐるものが随分多いのである。場合に依つては應急手當に關する考慮をも必要とするのではあるまいか。

次に言ふべきは重要美術品等の保存に關する事である。重要美術品等保存の法律は昭和八年に發布されたのであつて、要するにこの法律は未だ國寶とならざる重要な品物を、國外に輸出又は移出することを防止する爲めに出來たものである。此法律發布の頃我が國の貴重な寶物が爲替低落にも起因して、海外殊に米國あたりへ賣られて行く例を聞くことが屢々であつた。既に國寶となつた物は濫りに海外へ出すことは

局の經費を以て辨するので、是も實はさう多いものでない。事變前には從來屢々増額の要求もされたのだが、貫徹しない。田中内閣の時舊法律が改正されて現行の法律が出來ると共に、保存費増額の要望が盛であつたが實現されなかつた。唯茲に一言すべきは、當時の大藏省に於ては三土大藏大臣と大口政務次官との相談で、保存事業の重要性を認めて、可なり大きい保存費の増額を認容せんとしたが、種々なる行掛りが生じて十分なる増額が出來ず、吾々をして失望せしめたのである。それでもその時の豫算は従前に比して幾分増加してゐたが、その後は依然として少額である。

何れにしても國寶保存事業は決して容易な仕事ではない。その徹底には多分の經費を要するのは勿論であるが、金ばかりが問題ではない。實施の方針を確立することが大切である。指定にして見た所で、今迄に指定されたものは相當の數に上つて居るとは云へ、まだ指定しなければならぬものが澤山にある。我が國は國民が傳統的に古い寶物を子孫に傳へることを努めたのであるから、今日迄に埋れて世間に知られずにあつたものが甚だ多く、何處にどんな豪いものが隠れてゐるか判らないと云つたやうな状態で、又私共の知る限りでも今後國寶にすべきものが随分澤山あると思ふ。殊に一個人の

出來なくなつてゐるが、然らざるものは自由に持行かれる。然るに國寶の指定は事實上遅々として進まないから、どうしても手續を簡略にした別箇の方法が必要と云ふ事で此法律が生れた譯である。即ち此事業の爲には調査委員會が設けられて、會長以下二十餘名の人が従事してゐて、而して此委員會は國寶保存委員會の如き諮問機關ではなくして、委員會自身が立案して仕事をやるやうな立前になつてゐる。本年六月迄に重要美術品等に認定された品物の數は五千六百八十四に及んでゐる。

然るに是に就いて特に考ふべきは、その仕事は恰かも國寶の假指定をなすが如き性質のものである事だ。それは法律の第三條に輸出又は移出の許可をしない時は、一年以内に當該物件を國寶として指定するか、又は認定を取消すとの事を以ても考へられる。夫故に重要美術品等の認定は國寶の指定と聯絡を持つことが必要となる譯である。然るにその聯絡に就いて種々困難な事情がある、現在の如き状態では全面的聯絡は殊に困難かと思ふ。而して此事業も之を徹底せしむるには調査の爲めの大なる機關の必要がある。けれども本來此事業は當初の時勢に於ては、已むを得ざる事情があつたにして、元來臨時的性質のものであるのだから、今日に於ては適

當の機會に於て國寶保存と共に事業を改善する事を以て最善の策とすると私は考へる。

更に言ひたいのは文部省の保存事業が消極的且つ孤立的狀態に在つては不可と思ふ事である。凡そ國寶は永遠に保存することを計るべきは勿論であるが、そのみでなく成るべく多數の人に觀覽せしむる必要がある。我々同胞が之を觀覽するの機會を多く與へられるばかりでなく、外國人にも見せて以て我が國の國體の有難さを知らしめなければならぬ。夫故に法律に於ても國家が必要に應じて國寶を博物館又は美術館に出品せしむる事の出來るやうに規定してゐる。否な寧ろ國寶保存の事業は國寶を指定し、其の破損を修理すると云ふだけでは十分でなく、國寶を公開する爲の施設を保存事業の一部分としてもやらなければいかんのである。美術博物館は保存の見地からのみ重要性を感じるのではない。國民教育藝術教育の上から見て大切である。

特に美術行政の上から見ても、現代美術の振興を計劃するに當つて古典的研究の重要性を強調することを忘れてはならないのである。美術行政に於ても國體明徴の大義は當然考へられねばならぬ事であるのに、之に關する考慮が缺乏してゐては、所詮健全なる日本美術の振興が出來よう筈はない。現

代美術の製作に於て、一面軋もすると我が國の尊き傳統を忘却するが如き態度のものを目撃することがある。此忌むべき弊害を除去して健全なる日本美術を振興する爲には、作家をして古美術を研究せしむる事に向つて努力しなければならぬ。即ち一方に保存事業をなしつつある者の立場としては、古美術研究の爲の施設に關して努力を惜むべきではない。昨年正倉院御物を帝室博物館に陳列せられた時、美術に關係の深い學校が俄かに講師を外から聘して同御物の講義をさせたと云ふやうな話を聞いたが、若し是の如き事實が外來美術に心を奪はれた結果でなければ幸である。何れにしても美術に於ける國體明徴は今日に於て殊に重要であると考へる。

＊ ＊ ＊

執筆者紹介

芝 葛 盛	前宮内省圖書寮編修課長、本編執筆後退官、公刊明治天皇御紀編修委員會委員として専らその編修に従事
田 所 美 治	元文部次官、貴族院議員、教育審議會特別委員長
塚 原 政 次	廣島文理科大学長、文學博士
友 枝 高 彦	東京文理科大学名譽教授
棚 橋 源 太 郎	東京博物館長、元文部省督學官
上 原 種 美	東京農業教育専門學校長、元文部省督學官
乘 杉 嘉 壽	東京音樂學校長、元文部省普通學務局社會教育課長
森 岡 常 藏	東京文理科大学名譽教授、前東京文理科大学長、元文部省督學官
下 村 壽 一	東京女子高等師範學校長、元文部省宗教局長
伯爵 牧野 伸 顯	元文部大臣
瀧 精 一	東京帝國大學名譽教授、國寶保存會委員、元重要美術品等調査委員會會長、文學博士
子爵 田中 阿 歌 麿	田中文部大輔の令嗣、理學博士
岩 垂 憲 德	文部省圖書局囑託、元辻文部次官秘書
木 場 貞 長	元文部次官、貴族院議員、法學博士
子爵 井上 匡 四 郎	井上文部大臣の令嗣、貴族院議員、工學博士
伯爵 樺山 愛 輔	樺山文部大臣の令嗣、貴族院議員
伊 東 延 吉	國民精神文化研究所長、元文部次官、江木文部大臣當時の秘書官
關 屋 龍 吉	前國民精神文化研究所長、岡田文部大臣當時の秘書官
上 田 壽 吉	上田萬年博士(元專門學務局長)の令嗣、前文部大臣秘書官
相 澤 照 熙	教育評論家

定 價 表

一 部	金 貳 拾 錢	送料 共
一 六 月	金 六 拾 錢	送料 共
一 七 年	金 七 圓 貳 拾 錢	送料 共
●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます ●御註文は總て前金に願ひます前金切れの場合には送本いたしません		

廣 告 料

廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず
右文部省の御指定に依つたものです

禁 無 斷 轉 載

昭和十六年七月九日印刷納本(第七三〇號)	發行所 東京市麹區西七丁目一番地 帝國地方行政學會
昭和十六年七月十一日發行	印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 帝國法規出版株式會社印刷工場
發行所 東京市麹區西七丁目一番地 帝國地方行政學會	印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 帝國法規出版株式會社印刷工場
發行所 東京市麹區西七丁目一番地 帝國地方行政學會	印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 帝國法規出版株式會社印刷工場
發行所 東京市麹區西七丁目一番地 帝國地方行政學會	印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 帝國法規出版株式會社印刷工場

發 行 所

東京市京橋區銀座西七丁目一番地
帝國地方行政學會
電話 銀座六六〇六六
振替 貯金 六六〇六六
配給元 日本出版配給株式會社
會員番號 一九五一四

